

～「食品安全対策モニター」を募集しています～

1 「食品安全対策モニター」とは？

県民の意見に配慮した県民参加型の食品安全行政を推進するために、食品や食品の安全性に関する意見や情報を、皆様から幅広くお聞きすることを目的として「食品安全対策モニター」を設置しています。

2 「食品安全対策モニター」登録の利点は？

食品の安全に関する「シンポジウム」や「各種講習会」等の開催案内を差し上げます。直接、郵送等でお知らせしますので、事業開催情報の見落としがなくなります。
また、食品安全に関する情報紙等を作製した時は、併せて郵送します。

3 「食品安全対策モニター」が行わなければならないことは？

登録されても、行わなければならない義務は何もありません。全て可能な範囲でご協力を願う事項ばかりです。お願いしたい事項は、次のとおりです。

①アンケート調査への協力

- ・最大で年2回、食品の安全性確保等に関するアンケートを行いますので、ご回答ください。
(返信用封筒を添えてご依頼しますので協力願います。)

②疑問点、要望や意見等の申出

- ・食品や食品の安全性に関して気になったこと、疑問点、要望や意見等をお伝え下さい。
- ・電話、FAX、郵便、又は電子メールで、お気づきになった時にお申し出ください。また、アンケート調査等の機会に所定用紙に記入いただいた際に結構です。

③お友達等へのクチコミ

- ・講習会等にご参加され、お知りになった情報は、是非、お友達等へもお伝え下さい。

4 「食品安全対策モニター」に登録期限はあるの？

登録日から4年を過ぎて最初に来る3月31日（4～5年間）が登録期限です。

※今回新規登録された方は、平成34年3月31日までとなります。

5 「食品安全対策モニター」を辞めたいときはどうすればいいの？

電話等でご連絡いただければ、いつでもやめることができます。ご連絡頂いた場合は、登録を解除し、岐阜県個人情報保護条例に基づき、お名前等の個人情報も適正に削除します。

【お問い合わせ先】

岐阜県健康福祉部生活衛生課

食品安全推進室食品安全対策係

TEL 058-272-8284

FAX 058-278-2627

e-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

「食品安全対策モニター」登録申込書

登録を希望される方は、住所、氏名、電話番号などを記載してください

(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
電話番号	
メールアドレス (持っている人のみ)	

登録ありがとうございました。

